

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の改正案

○消費者契約法（民法の特例・・・あっせん、ADR、裁判の規範）

**靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権**

- 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
  - ① 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、
  - ② そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、
  - ③ 又は**そのような不安を抱いていることに乗じて**、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

**取消権の行使期間の伸長**

- ① 追認をすることができる時から**3年**（現行1年）
- ② 契約締結時から**10年**（現行5年）
- ③ **現行の取消権について時効が完成していないものにも適用**

**（独）国民生活センターの役割強化**

- 重要消費者紛争解決手続（ADR）の迅速化  
→ 和解仲介・仲裁による救済の強化
- 事業者名の公表等  
→ 再発防止等の取組を働きかけ
- 適格消費者団体への支援（ADR情報の提供）  
→ 地域における被害の予防・救済の実効性向上

令和4年度補正予算でもADRの対応能力を強化

↓  
不法行為に基づく紛争であれば契約締結後20年まで被害回復が可能